

大阪市大正区広報紙及びホームページバナー広告募集要項

民間企業等と協働することで、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪市大正区広報紙及びホームページバナー広告枠を設け、次のとおり募集します。

1. 募集媒体

- (1) 大阪市大正区広報紙「こんにちは大正」（令和4年5月号から令和5年4月号）
規格：タブロイド版 12 頁（二つ折り）
発行日：毎月 1 日発行（4月号は3月31日発行）
発行部数：約 39,000 部 ※都合により発行部数を変更する場合があります
配布対象：毎月 1 日から 5 日（1月号は7日）の間で、大阪市大正区内の全世帯及び全事業所（有人）に配布
設置場所：大阪市大正区内（一部区外）の図書館、スポーツ施設、教育関係施設など官公署、Osaka Metro 大正駅及びJR大正駅に設置
- (2) 大阪市大正区ホームページのトップページ（令和4年5月から令和5年4月）

2. 募集枠数及び広告料

- (1) 大阪市大正区広報紙「こんにちは大正」

募集面（頁）	募集枠数	規格	広告料 (1 枠・税込)
1 頁	2 枠	縦 51mm×横 123mm	31,000 円/月
2 から 4 頁	各頁 4 枠	縦 40mm×横 64mm	7,000 円/月
12 頁	2 枠	縦 51mm×横 123mm	26,000 円/月

※規格は、紙面のレイアウトにより若干変更する場合があります。

なお、紙面のレイアウトにより掲載頁が決定されますので、掲載頁を指定することはできません。

※掲載位置については指定できません。

※広告料には、制作費（版下・デザイン）を含んでおりません。

※大阪市広告掲載要綱及び大阪市大正区広報紙及びホームページバナー広告掲載要領を遵守してください。

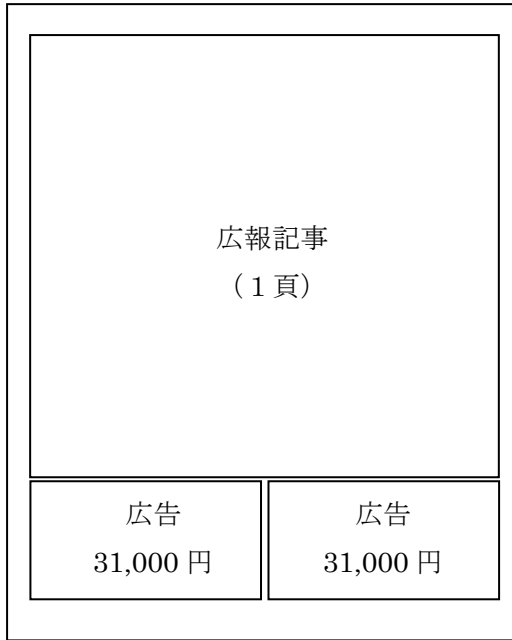
※広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。

「以下は広告スペースです。広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。」

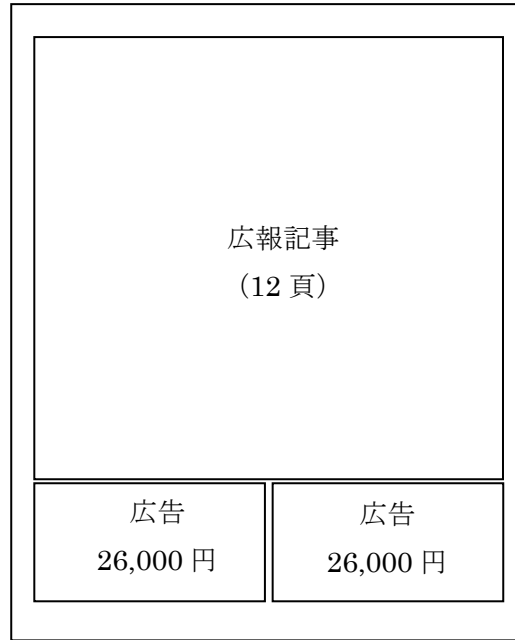
※広告には、枠内四隅のいずれかに縦 3 ミリ、横 6 ミリの大きさを **広告** と表記してください。

【広告掲載位置（イメージ）】

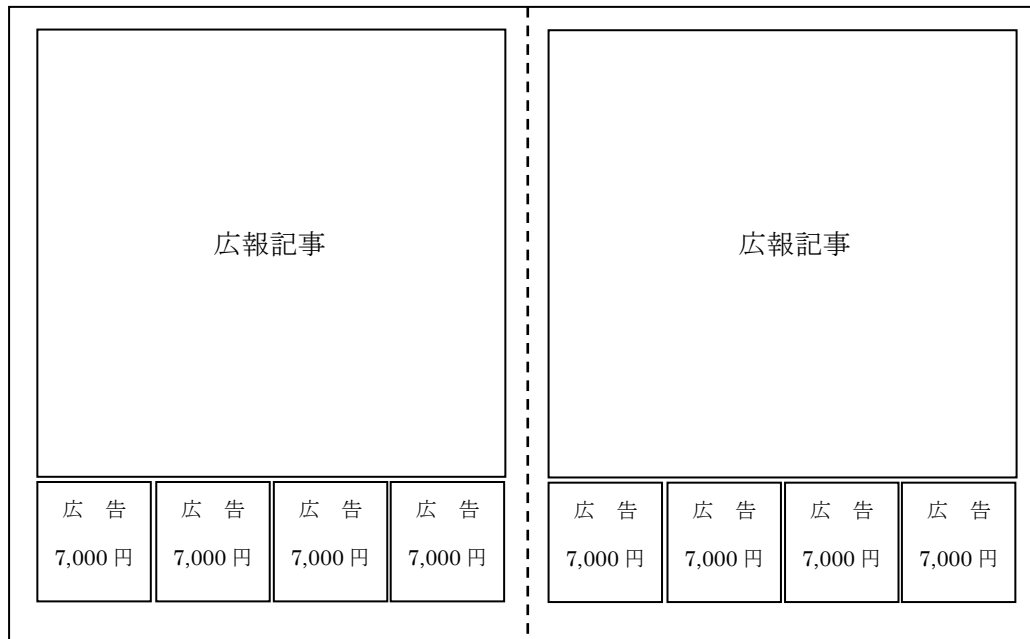
< 1 頁 >



< 12 頁 >



< 2 から 4 頁 >



(2) 大阪市大正区ホームページ

規格：縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル

広告料：1 枠あたり月額 5,000 円（税込）

※掲載位置については指定できません。

※広告料には、制作費（版下・デザイン）を含んでおりません。

※ファイル形式は gif データとし、アニメーションも可能です。容量は 50KB 以内とします。

※大阪市広告掲載要綱及び大阪市大正区広報紙及びホームページバナー広告掲載要領を遵守してください。

3. 広告募集期間

(1) 大阪市大正区広報紙「こんにちは大正」

掲 載 月	締 切 日
令和4年5月号	令和4年3月22日(火曜日)
令和4年6月号	令和4年4月1日(金曜日)
令和4年7月号	令和4年5月2日(月曜日)
令和4年8月号	令和4年6月1日(水曜日)
令和4年9月号	令和4年7月1日(金曜日)
令和4年10月号	令和4年8月2日(火曜日)
令和4年11月号	令和4年9月1日(木曜日)
令和4年12月号	令和4年10月3日(月曜日)
令和5年1月号	令和4年11月1日(火曜日)
令和5年2月号	令和4年12月1日(木曜日)
令和5年3月号	令和5年1月4日(水曜日)
令和5年4月号	令和5年2月1日(水曜日)

(2) 大阪市大正区ホームページ

掲載開始日は毎月1日からとし、1か月単位で掲載します。複数月または通年でのお申込みも可能です。

掲載開始希望月の2か月前の1日（1日が土・日・祝日となる場合は、翌営業日）を締め切りとします。

初回申込締め切り日は、令和4年3月22日(火曜日)とします。

4. 申込み方法等

(1) 大阪市大正区広報紙「こんにちは大正」広告掲載申込書（第1号様式）又は大阪市大正区ホームページバナー広告掲載申込書（第2号様式）（以下「広告申込書」という。）をダウンロードして、必要事項をご記入ください。

(2) 広告申込書と、広報紙へ掲載する原稿案（いわゆる広告データ、※PDFに限ります）を、大阪市大正区役所政策推進課（政策推進グループ）（提出先：th0008@city.osaka.lg.jp）までメールで送信しご提出いただくか、郵送、または直接窓口でのご提出をお願いいたします。

注：郵送、または直接窓口でのご提出の際も、申請書とカラー印刷した原稿案をご提出ください。

【郵送による申込書提出先】

〒551-8501 大阪市大正区千島 2-7-95

大阪市大正区役所政策推進課政策推進グループ 宛 （4階 42 番窓口）

5. 選定方法等

先着順で申し込みを受け付け、大阪市大正区広報紙及びホームページバナー広告掲載要領に基づき、申込み内容を大阪市大正区役所政策推進課政策推進グループにおいて審査のうえ、広告掲載の可否を決定します。審査の結果については、広告掲載決定通知書（第3号様式）を送付します。

（注）複数の広告申込書が同時に到達するなど、着順が判断できない場合には、公開抽選により順位を決定します。抽選は、大阪市大正区役所職員が行いますが、抽選日当日の立ち合いを希望される場合は、広告申込書のチェック欄に印をしてください。

6. その他

- （1）大阪市ホームページ上に、毎号、大正区広報紙「こんにちは大正」のPDF版及びデジタルブック版を公開していますが、その際、広告欄は掲載されません。
- （2）その他、本募集要項に記載のない事項等については、必要に応じて大正区役所と広告主双方が協議の上決定します。